

# 厚木市立老人憩の家条例の一部改正の骨子

## 1 目的

老人憩の家は、従来、60歳以上の高齢者の方が利用する施設として設置してきましたが、平成20年に条例を改正し、高齢者だけでなく、誰でも利用できる施設となりました。

しかしながら、施設の名称については、従来の「老人憩の家」のまま、今まで運営がされています。

そこで、今般、施設の名称を実際の利用対象者と一致させ、年齢を問わず利用できる施設であることを明確にするため、老人憩の家条例における名称等を改正するものです。

## 2 主な改正点

### (1) 施設名称

これまでの施設名称である「老人憩の家」を「いこいの家」に改正します。

### (2) 設置目的

施設の利用対象者を明確にするため、設置目的の一部を改正します。

## 3 改正（施設名称変更）についての考え方

施設の名称を実際の利用対象者と一致させることにより、誰でも利用できる施設であるということを明確にします。

また、これまで長年にわたり親しまれてきた「老人憩の家」という名称の一部を継承しつつ、名称変更による混乱等を最小限にとどめることも考慮し、新たな名称を「いこいの家」とするものです。

年齢を問わず利用できる開かれた施設としての認知を広げ、様々な世代による相互交流を促進します。

## 4 厚木市立老人憩の家条例の一部改正

項目	改正前	改正後
条例の名称について	厚木市立老人憩の家条例	厚木市立いこいの家条例
設置目的について	・老人の教養の向上と心身の健康増進を図るほか、地域住民の相互交流を促進する。	・地域住民の教養の向上と心身の健康増進を図るとともに、相互交流を促進する。
施設の名称について	厚木市立老人憩の家	厚木市立いこいの家

## 5 施行期日

令和9年4月1日（予定）